

平成30年度
第11回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

平成31年2月12日開会

高松市農業委員会

平成30年度第11回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成31年2月12日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 22人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 2人

- 9番 森口 憲司
- 13番 橋本 修

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農 政 課 長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農 地 係 長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副 主 幹 中野 清作
- 副 主 幹 横井 和久
- 主 任 主 事 三好 順子

農林水産課出席者

- 農林計画係長 寺川 泰裕

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の
規定による開発計画に対する意見について

議案第11号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見に
ついて

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から平成30年度第11回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

なお、森口委員、橋本委員からは欠席、また、佃俊子委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります、私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は18番原田委員及び20番森委員の御両名を指名いたします。

——佃俊子委員入室——

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

三好主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページを御覧ください。

1番、2番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番も、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

4番は、賃貸人が転用する予定のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番は、第三者が転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権6番に関連しています。

6番は、賃貸人が転用する予定のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番も、賃貸人が転用する予定のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番、9番は、耕作者を変更するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

議案書2ページをお開きください。

10番、11番は、河川改修事業に伴い県の収用地となることから残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

12番、13番は、賃借人が耕作不便のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

2番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

3番は、貸人の孫へ所有権移転するため返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権7番に関連しています。

4番は、新たな耕作者と利用権設定するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について13件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、申請地周辺の宅地化が進み駐車場需要が高いことから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、既存住宅内の駐車スペースが手狭となったことから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅進入路隣接地を駐車場として利用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番、4番、5番の申請地は親族間で相続された農地で、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接の露天貸駐車場を造成する際道路を拡幅したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、平成30年10月22日付けで分譲住宅用地として許可申請をしていましたが、当初予定していた計画から区域を変更するため許可申請の取下願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第3号については承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議長 御異議が無いようでありますので、議案第3号については承認することに決

定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、平成28年5月20日付けで分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、2階建から平屋建てに計画変更したことにより建築面積及び利用率が当初より増え、許可後の事業計画変更申請をするものです。併せて工事期間の完了日を平成30年5月31日から同年12月27日へ変更となります。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議ありますか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いします。

高砂委員 現地調査委員の高砂です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の3番、4番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、現地調査委員を代表して原田委員から報告をお願いします。

原田委員 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立多肥小学校南西400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立龍雲中学校東500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であり、自社の関連会社が開発分譲中の住宅団地に接しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が236.18平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立龍雲中学校南東700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等で宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が228.53平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立古高松南小学校北500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道牟礼・中新線及び国道11号線に近く交通の利便性が良く、周辺は宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用農道、水路が225.55平方メートルあります。農地法第18条第6項の規定による通知5番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、サンメッセ香川南東900メートルに在り、建設重機のホース用金具・精密機械器具部品等の製造販売を営む転用者が業務拡大により敷地が手狭になり、新たに工場・休憩所・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く交通の利便性が良く、既存工場にも隣接し商品の集

約・搬送に優れており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権5件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

横井副主幹 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

4番は、水道工事業を営む法人が近年の事業量増加により資材及び重機が増えたことに伴い、本社の敷地では手狭となっていることから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く、本社から近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書8ページをお開きください。

5番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側及び東側の大規模分譲住宅に隣接して開発するもので、周辺は分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が

1,866平方メートル有ります。

7番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、石材加工販売業を営む法人が露天展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成11年4月に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が157平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

議案書9ページをお開きください。

10番、11番は、相互に隣接農地の一部を宅地として利用していたことから、宅地拡張用地として転用申請するものです。

10番の立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年2月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が763.21平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番も、立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成21年2月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が473.19平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み東側及び南側を転用者が開発した分譲住宅に囲まれ、宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、学生等への育英事業及び文化・芸術等の発展普及推進事業を行っている公益財団法人が近年、同法人が設立した記念館への来訪者の増加により慢性的に駐車場が不足していることから、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南・北側が道路に面し利便性が良く、法人の施設にも近接し利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側は市道に面し、周辺は分譲住宅・共同住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借3番と一体開発になります。

15番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側の大規模分譲住宅に隣接して開発するもので、周辺は商業施設及び医療施設も整備された住環境の良い地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が100.51平方メートル有ります。

16番は、既存宅地の雨水排水路として利用していることから、宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の排水路であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成2年に造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が330.63平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、自営で菓子・ケーキの製造販売をしており、実家の一部を店舗として利用し

ていますが、専用の来客用駐車場も無く、また、食品衛生法にも抵触する恐れがあることから、新たな店舗兼住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存店舗及び県道西植田・高松線に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書10ページをお開きください。

1番の転用者は、土木建設業を営んでいる法人で、受注した公共工事、高松市香川町地区内配水管布設工事の施工に際し、工事期間中の露天駐車場・資材置場・残土仮置場用地として平成31年2月25日から同年12月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用賃借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書11ページをお開きください。

1番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接して転用するもので、農業を営みながら親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、母所有の農地を借り受けて宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成16年8月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が369.12平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性も良く実家に隣接して転用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権14番と一体開発になります。

4番も、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、5戸以上の住宅の敷地がそれぞれ概ね50メートル以内の距離で連たん集合している集落にあり、第1種農地の不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、保育所を営む法人が露天駐車場、運動場、体験農園用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が237.69平方メートルあります。

6番は、父所有の農地を借り受けて車庫・進入路拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の利便性が良く実家に隣接して転用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成15年4月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が443.60平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

なお、宅地の総面積が500平方メートルを超えますが、所有農地は他に無く、超過部分は農業上利用しがたい過小残地となるため問題ないと考えます。

7番は、義父所有の農地を借り受けて住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成26年5月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が330.58平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案所有権14件、賃借権1件、使用貸借7件、計22件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が

無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

三好主任事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

譲受人は、さぬき市に自作地がありますが、さぬき市農業委員会からの精農審査表の内容に問題はなく、また、通作距離も約15キロメートルで通作可能と判断されるため全部効率利用要件は満たします。

他の審査基準である農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、土地整形のため譲り受けるもので、取得後は隣接する自作地と一体利用して、水稻を作付けするものです。

審査基準のうち、下限面積要件を満たしていませんが、農地法施行令第2条第3項第3号、「その位置、面積、形状等からこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地を現に耕作の事業に供している者が権利を取得すること」に該当し、例外的に許可できるものです。

3番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はブドウを栽培するものです。

5番は、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番・2番が同時に提出され、要件は満たします。

6番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はビワ、フキを栽培するものです。

7番は、後継者である孫へ部分贈与するもので、取得後はイチゴのハウス栽培を行う

ものです。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

8番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はオリーブ、ビワなどを栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

議案書13ページをお開きください。

1番・2番は、借人が同一人で関連する議案で、新規営農を希望する借人が3年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転9件、使用貸借2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中野副主幹 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、平成11年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、平成29年3月から道路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

三好主任主事 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書15ページを御覧ください。

1番について、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。—— 御発言がないようでありますので、議案第9号については証明することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

三好主任主事 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料1の2ページを御覧ください。

平成31年1月7日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、平成31年1月4日付けで協議者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市高松町に在る山林0.968ヘクタールです。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、花崗土採取後、資材置場用地として造成するものです。

開発計画の内容は、3ページに記載のとおり、切土の施工及び防災施設として、水路、沈砂池、のり面緑化の施工を計画しているものです。

4ページには、位置図を付しています。5ページ以降には、現況平面図、土地利用計画図を付しています。

1月28日に古高松地区担当委員と地区担当で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、周辺に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、下段の案のとおり「本開発行

為に当たっては、計画地周辺の農地、農業施設及び農作物に影響を及ぼさないよう万全を期すこと」と回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について1件、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見については原案のとおり意見を付して回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については原案のとおり意見を付して回答することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第11号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第11号 高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成31年1月21付けで高松市長から高松市農業経営基盤強化促進法第6条に基づく高松市農業経営基盤強化促進基本構想について、関係法令の変更に伴い変更を行うに当たり、農業委員会の意見を求められております。

変更箇所、変更内容等につきしては、農林水産課農林計画係の寺川係長から説明をしていただきます。

寺川農林計画係長 この度、関係法令の変更に伴う高松市農業経営基盤強化促進基本構想の変更を行うに当たり、基盤強化法第6条第4項の規定等により農業者、農業委員会、JA全角等に意見聴取するものです。

基本構想の変更内容等について御説明申しあげます。

資料1ページ、右肩に参考資料と書かれたものを御覧ください。

1 高松市農業経営基盤強化促進基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第6条により市町村は、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標など、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定めることができるとされており、本市では、平成7年3月に「高松市農業経営基盤強化促進基本構想」が策定されています。それから今日まで、基盤法の一部改正等に対応しながら、平成15年3月、18年8月、20年4月、22年6月、24年8月、26年9月、28年12月に変更を行い現在に至っております。

2 変更の概要としましては、(1) 農業経営基盤強化促進法の基本要綱の一部改正に伴うものとして、共有持分の過半を有する者の同意を得て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長する。利用権設定等促進事業の実施により設定される利用権の存続期間を、「3年、6年、10年」から「農業委員会が定める期間」に変更する。

(2) 現状及び目標等について見直すものとして、本市の農家1戸当たりの経営面積について、2015年農林業センサスのデータに基づき、「52.3アール」から「51.5アール」に変更する。新規就農の現状及び目標について、近年の新規就農者の確保状況を踏まえ、「年間20人程度」に修正する。効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標について、「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」との整合性を図るとともに、近年の担い手への集積率の状況を踏まえ、「35パーセント」から「40パーセント」に、目標年次を「平成35年」から「2028年」に修正する。(3) その他、所要の規定整備をするものがあります。

3 変更の手順としては、基盤法第6条に基づき、基本構想を変更しようとするときは、あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとし、農林水産省令で定めるところにより県知事に協議し、その同意を得なければならないとされており、また、基本構想を変更したときは同省令で定めるところにより、遅延なく、その旨を公告しなければならないとされています。

改正のスケジュールは、2ページ中段の表内のとおりです。

また、資料3ページ以降は、新旧対照表になっており、右側が改正前、左側が改正後になっており、アンダーラインのところが変更箇所となっています。

説明は以上です。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料3を御覧ください。

期間は、平成31年1月8日から同年2月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、12月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が10件、1月議決分といたしまして4条が19件、5条が46件、合計で4条が19件、5条が56件です。

許可保留件数につきましては、12月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が10件、1月議決分といたしまして4条が1件、5条が10件、合計で4条が2件、5条が20件です。

取下げにつきましては、11月議決分の5条で1件有りました。

次に、許可保留及び取下げの内容について御説明申しあげます。

1 ページを御覧ください。

4条関係で12月議決分の9番が、併用する宅地が560平方メートルほどあり開発許可未了で許可保留となっております。

2 ページを御覧ください。

5条関係で5月議決分の9番が申請地と国道との接続協議が長期化していたのですが、数日前に終了し、現在、本市建築指導課の事務処理を待つだけとなっております、開発許可未了で許可保留となっております。

また、9月議決分の25番、11月議決分の20番、23番、25番、31番が開発許可未了により許可保留となっております。

番号を戻っていただきまして、22番が先ほど御審議いただきました案件で1月21日付で取下げとなっております。

3 ページを御覧ください。

引き続き、11月議決分の32番、33番が開発許可未了により許可保留となっております。

さらに、12月議決分の6番が開発許可及び直近事業造成工事未了によりまた、14番が開発許可未了で許可保留となっております。

4 ページを御覧ください。

1月議決分の4条関係で15番が県道工事承認未了により許可保留となっております。

6 ページを御覧ください。

1月議決分の5条関係で3番、4番が開発許可未了で、7番が開発許可及び直近事業の造成工事が未了で、また、15番から17番までが開発許可未了により許可保留となっております。

7 ページを御覧ください。

19番、20番、22番が開発許可未了で許可保留となっております。

8 ページを御覧ください。

5条関係で賃借権の2番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問、御意見は有りませんか。——— 御発言が無いようでありますので、本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成30年度第11回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時25分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員